

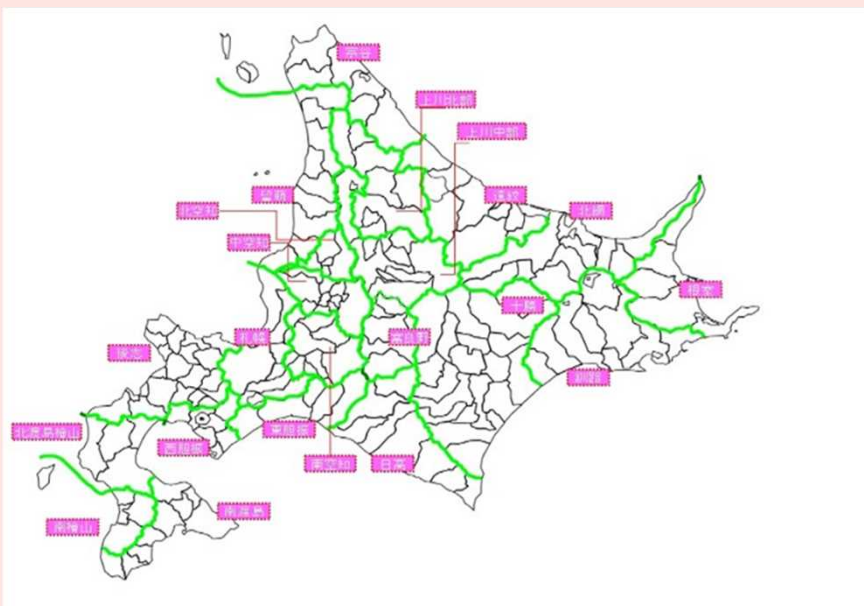
北海道

北海道における地域移行推進とは ～その取組みについて

- 北海道が実施する地域移行推進と地域包括ケアシステムへの取組みについて紹介します。

1 県又は政令市の基礎情報

北海道障がい保健福祉圏域
(21圏域)



取組内容

【精神障がい者の地域移行推進等に関する取組み】

精神障がい者地域生活支援事業

- 精神障がい者地域生活支援センター事業の実施
- 精神障がい者地域移行研修事業の実施

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H28年12月末)	21カ所		
市町村数 (H28年12月末)	179市町村		
人口 (H28年12月末)	5,371,154人		
精神科病院の数 (H28年10月末)	122病院		
精神科病床数 (H28年10月末)	20,095床		
入院精神障害者数 (H26年6月末)	3か月未満：3,488人 (19.4%)		
	3か月以上1年未満：3,204人 (17.8%)		
	1年以上：11,280人 (62.8%)		
	うち65歳未満：4,642人	うち65歳以上：6,638人	
退院率 (H26年6月末)	入院後3か月時点：61.1%		
	入院後6か月時点：80.5%		
	入院後1年時点：87.9%		
相談支援事業所数 (H28年12月末) ※①は、H27年4月1日現在	①基幹相談支援センター：64		
	②一般相談事業所数：399		
	③特定相談事業所数：442		
障害福祉サービスの利用状況 (H28年3月)	地域移行支援サービス：18人		
	地域定着支援サービス：120人		
保健所 (H28年12月末)	道立保健所 26カ所		
(自立支援)協議会の開催頻度 (H27年)	5回/年		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有	1カ所
	障害保健福祉圏域	有	17カ所
	市町村	—	—カ所
精神保健福祉審議会 (H28年12月末)	1～2回/年、委員数15人		

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

・道では、精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院や施設など地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援を推進するため、「精神障がい者地域生活支援事業」として、「精神障がい者地域生活支援センター事業」と「精神障がい者地域移行研修事業」を実施しています。

ア 精神障がい者地域生活支援センター事業

- ・設置：精神障がい者地域生活支援センター
（21障がい保健福祉圏域に17カ所設置）
- ・運営：各圏域別に地域の相談支援事業所に委託
- ・内容：地域生活移行支援協議会の運営・開催、ピアサポーターの育成活用、精神科病院への支援、地域移行等の普及啓発 等

イ 精神障がい者地域移行研修事業

- ・運営：公益財団法人北海道精神保健推進協会（札幌市）に委託
- ・内容：地域住民等への地域移行等の必要性・重要性の理解促進とピアサポーターの養成・支援の点から、「地域移行研修会」、「地域移行エリア別研修会」、「ピアサポーター研修会」を開催

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとしては、「精神障がい者地域生活支援センター事業」に、地域生活移行支援協議会の運営・設置が位置づけられており、現在17カ所のセンターに、道や市町村の行政職員、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成される協議会があり、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場が設けられております。
- ・ 地域生活移行支援協議会での業務のひとつに、精神障がい者の支援の推進のために必要な研修の企画立案を位置づけております。この研修の企画立案にあたり、道では、委託事業で「精神障がい者地域移行研修事業」を実施し、障害保健福祉圏域において地域移行・地域定着を推進する上で中核的役割を担う人材育成を目指した「地域移行エリア別研修」や、地域におけるピアサポーター活動の中心的人材育成や活動を支援することを目指した「ピアサポーター研修」を行っており、地域包括ケアシステムの構築に向けた側面的な支援も行っています。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	—
	協議の内容	—
	協議の結果としての成果	—
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	（道障がい保健福祉圏域の場合） 地域生活移行支援協議会（道要綱：精神障がい者地域生活支援事業実施要綱）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の地域相談支援の向上に必要な支援技術等に関する検討・助言 ・地域課題についての、関係機関への情報提供・意見具申及び課題解決のための協力 ・精神障がい者の支援の推進のための必要な研修の企画立案
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援普及ポスター（退院促進ポスター）やピアサポーターリーフレットの作成 等 ・精神科病院へのヒアリング訪問・実施結果の共有 等
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	北海道自立支援協議会地域移行部会（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の地域移行に係る取組み推進に関すること。 ・多様な居住の場の確保の推進に関すること。
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者医療と福祉の連携研修会の結果報告と平成28年度に向けての対応状況（地域において地域移行を推進する中核的人材の育成に向けて） ・地域移行に向けた長期入院患者の状況調査の準備 等

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成16年9月に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」では、“入院医療中心から地域生活へ”を基本的施策としている。
- 道では、平成16、17年度に精神障がい者への退院促進支援にあたり、道内2圏域でモデル事業を実施し、その成果を踏まえ、平成18年度から「精神障がい者地域生活支援事業」を実施しております。
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要にも記載していますが、「精神障がい者地域生活支援センター事業」と「精神障がい者地域移行研修事業」を実施しており、また、上記センターには、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、地域生活移行支援協議会を設置し、地域包括ケアシステムにも対応する形になっています。
- 3 このように精神障がい者の地域移行推進や地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいますが、今後も、事業の実施にあたっては、法改正等に応じた必要な見直しを行い、よりよい精神障がい者の地域移行推進や地域包括ケアシステムにつながることを目指して対応していきます。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

1. 道内17カ所設置の「精神障がい者地域生活支援センター」は、民間に委託し運営。
(民間活力を利用し、地域特性を活かした事業の展開を目指す)

課題

1. 「精神障がい者地域生活支援センター」の運営に必要な安定的財源の確保。
(地域医療介護総合確保基金を活用した運営。基金終了後の新たな財源の確保)

指標の推移	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1年以上の精神科病院在院患者数（各年6月30日現在）（人）	11666	11280	10386
地域移行支援利用者数（各年度3月末時点）（人）	0	23	18
ピアサポーターの養成者数※（実人数）（人） ※ピアサポーターの養成を目的とした取組を実施している場合	98	94	88
ピアサポーターの活動者数（実人数）（人）	98	94	88

平成28年度の目標と達成状況の方向性(暫定評価)

1. 北海道精神障がい者地域生活支援センターでの退院支援の結果、12月末現在、49名の相談支援者のうち8名の退院につながっています。
2. 精神障がい者地域移行研修として、中核的役割を担う人材育成のため、地域移行エリア別研修会を全道4カ所で開催。(参加 旭川:42名、帯広:26名、札幌:41名、室蘭:集計中)

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

平成29年度の目標

1. 精神障がい者地域生活支援センターを中核とする地域移行(退院促進)の継続的实施
2. 精神障がい者地域移行研修の継続的实施による地域移行の必要性・重要性の理解促進とピア・サポーターの養成・支援
3. 相談支援事業所等に医療・福祉関係者による体制を整備し、地域定着(訪問等)支援の実施

時期(月)	実施内容	担当
通年	<p>1 精神障がい者地域生活支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内17カ所に設置の精神障がい者地域生活支援センターの運営について、引き続き地域の相談支援事業所を運営する法人に委託し対応していきます。 <p>2 精神障がい者地域移行研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行の必要性・重要性の理解の促進、ピアサポーターの養成・支援を行い、更なる地域移行推進のため、継続して委託事業を実施します。 	道(保健所) 道(本庁)
夏以降	<p>3 地域定着(訪問等)支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所等に医療・福祉関係者による体制を整備し、訪問での相談支援を行い地域定着を図ります。(1拠点でモデルで) 	道(本庁、保健所)